

NPO 法人 ミラクルスポーツ・キングダム 「スクール規約」

第1条 名称及び所在地

当スクールは、「キングダムスクール」（以下本スクールという）と称し、NPO 法人 ミラクルスポーツ・キングダムが管理運営し、本部事務局を茨城県牛久市田宮町 248 番地に置く。

第2条 趣旨

本スクールは、幼児から中学生までの子ども達の成長に合わせた指導により地域の子どもの健全なる心身の育成と、スポーツを将来、生涯スポーツとして捉え、子ども達の夢への可能性を高めていくこと、さらには団体としてコミュニティーのコロニー（場）となることで、地域にスポーツという文化の振興と発展、活性化への寄与を目的とする。

第3条 構成

本スクールは、別紙の種目、学年、会場のスクールコースにより構成される。地域のニーズにより随時変更がある。

第4条 入会資格及び入会手続き

本スクールに入会できる者は、心身ともに健康であり、生徒、保護者が本規約に準ずることを承諾し、本スクールが入会に適すると認められた者とする。入会者は所定の入会申込書に記入し提出するとともに、所定の方法で入会諸費用を納めることとする。また費用の納入を一定期間（別紙参照）怠った場合、その会員に対するレッスンを停止、または強制的に参加を止めさせることができる。但し、事前に本スクールの了承を得ている場合は、その限りではない。尚、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

第5条 活動期間

本スクールの活動期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日の1年間区切りの更新制とする。

第6条 会費

入会金無料、別に定める年会費、月謝、及びその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない。また、一旦納入した諸費用は理由の如何を問わず返還しない。尚、本スクールは年会費、会費等を変更することができる。

第7条 休会と退会

本スクールを休会、退会する場合には、希望する月の前月の10日までに申し出て、退会届を提出しなければならない。

第8条 保険

入会者は入会と同時に、本スクールが指定する「スポーツ安全保険」に加入する。保険加入手続きは本スクールが行い、加入料は別途徴収する。スクール活動中の事故に対する補償は加入する保険約定の範囲内で対処するものとし、本スクール、指導者は一切の責任を負わず、その後は保護者の責任とする。

第9条 負傷時の処置と免責

会員が本スクールのレッスン中、及び通学往復時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、通院、入院等については本スクール、当該施設は一切の責任を負わない。

第10条 除名

本スクールは、本規約を違反、またはスクール生徒、団体への迷惑行為、誹謗中傷、本スクールの名誉を損なう行為等、会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。除名を決定する一切の権限は本スクールにあり、それに対しての意義は申し立てできず、また受け付けない。

第11条 休講・閉鎖

本スクールは天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの通常レッスン継続が困難となる事由が生じた場合は、無条件に休講、もしくは当該施設を閉鎖することができる。

第12条 規約の改正

本スクールは必要に応じ、随時本規約を改正できるものとし、本規約にない事項について細則を定めることができる。

第13条 個人情報

本スクールへの入会申込書に記載された個人情報は、本スクールの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとし、本スクール活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本スクールに帰属し、本スクールの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用されることに対し同意を得たものとする。尚、公的機関の要請を除き、一切の個人情報は一般に提供・開示しないものとする。

第14条 スクール通学

スクール生は本スクール会場までは自己責任のもとで通学するものとし、通学時は道路交通法、及び規則を遵守して交通事故のないよう安全に努める。また、交通事故等で発生する傷害については、スポーツ保険の範囲とし、それ以上の責任を本スクールは負わない。

第15条 会員遵守事項

会員は本規約を遵守するとともに、本スクールの指導者の指示に従うこととする。また本スクールは、社会規範に反する行動をしたり、本スクールや他の会員に迷惑をかけた者に対しては、相当期間、本スクールへの参加不許可又は、退会を指示できる。本スクール生徒は、本スクールの所有する備品等を破損、紛失時はそれを保障してもらう場合がある。

第16条 附則

万が一、会員が事故の責任に帰すべき理由により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負って頂く場合がある。

第17条 発効

この規約は、2003年8月1日より発効する。

第18条 改定

2005年 7月1日

2012年10月1日